

平成21年7月2日

各 局 長
青少年・治安対策本部長
東京オリンピック・パラリンピック招致本部長
中央卸売市場長
病院経営本部長
消防総監、教育長
警視総監、議会局長
各行政委員会事務局長

殿

産業労働局長事務代理

産業労働局次長 前田 信弘

(公印省略)

財務局長 村山 寛司

(公印省略)

官公需についての中小企業者の受注機会の 確保等について（通知）

東京都は、中小企業が地域社会の活力や都民生活の向上に果たす役割の重要性に着目し、従来から中小企業対策を重視して、各種の施策を講じ、中小企業の振興に努めてきたところ
です。

今日の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機とした世界的な景気後退が続く
中で、外需面に加え国内需要も停滞し、依然として厳しい状況が続いています。なかでも受注
の減少や資金繰りの悪化など、厳しい経営環境に置かれている中小企業の業況は、急速に悪
化しています。

こうしたなか、本年度においても、引き続き、中小企業者の資金調達の多様化への支援、
仕事の確保対策などの諸施策を推進することとしています。

とりわけ、官公需について中小企業者の受注機会の確保を図ることは、中小企業者に対する需要の増進策として有力な手段となり得るもので、経営の安定に資する効果も大きいため、本年度も推進する考えです。

このため、貴職におかれましては、現下の都財政の厳しい状況を踏まえつつ、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」の趣旨を勘案し、中小企業の受注機会を確保するため、下記施策の推進を図られますよう、御配慮をお願いします。

記

1 中小企業者向け契約比率の増大

中小企業者の契約受注実績（過去5年間の推移）は、別紙1のとおりであるが、中小企業者が受注できる分野の確保・拡大に努めること。

2 中小企業者の受注機会増大のための措置

(1) 事業協同組合等の活用

都においては、事業協同組合等（以下「組合等」という。）の健全な育成を図るため、組合等に対し、入札参加の途を開いてきたところである。

競争入札参加者の指名に当たっては、専任技術者の適正配置を確認するなど契約履行上の条件等に注意しつつ、官公需適格組合をはじめとする組合等を積極的に活用すること。特に、官公需適格組合制度については、その一層の周知徹底に努めること。

なお、官公需を受注できる組合等の組織化については、産業労働局が中心となって指導を行っている。

また、財務局においては、これらの組合等の入札参加申請を随時受け付けているので、問い合わせ等があった場合は、速やかに財務局へ申請をするよう指導願いたい。

(2) 共同企業体方式における履行の確保

中小建設業者の受注機会の確保を図るため、財務局においては、大企業者と中小企業者間で共同企業体を結成させ、共同で受注させる方式を採用しているところである。

この共同企業体方式は、中小建設業者の育成に寄与することになるため、各局（所）においても、工事の施行に当たって、監督体制等、適正な施工の確保に努めること。

(3) 指名基準の適正な運用

工事請負等に係る指名競争入札参加者の指名については、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準（別紙2）を定め、その適正な運用に努めてきたところである。特に、中小企業者の健全な育成を図る立場から、同基準第6（直近上位以上の等級に属する者の指名）の運用については厳格を期するとともに、同基準第5（直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名）の1及び3に基づき、直近下位の有資格者の指名に積極的に配慮するなど、地元建設業者、専門工事業業者等中小建設業者の優先指名に努力すること。

なお、この場合にあっても、発注者支援データベース・システムを活用することにより専任技術者の適正配置を確認するなど、不良不適格業者の排除に努めること。

また、物品の納入等に係る指名競争入札参加者の指名についても、東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（別紙3）を定め、その適正な運用に努めてきたところである。特に、中小企業者の健全な育成を図る立場から、同基準第4（指名の方法）の2及び3に基づき、直近下位の有資格者の指名に配慮するとともに、同基準第5（優先指名）を積極的に運用し、中小企業者の優先指名に配慮するなど、極力多くの中小企業者の受注機会を確保するよう努めること。

(4) 中小企業者への説明の徹底

物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めること。

(5) 銘柄指定の廃止

物品等の発注に当たっては、原則として銘柄指定を行わないものとする。

(6) 分離分割発注の推進

中小企業者の受注機会の確保を図るため、従来から分離分割発注の推進を図っているところである。

平成12年8月に通知した「適切な発注ロットの設定について」（平成12年8月3日付12財経総第832号財務局長通知）により、中小企業者の受注機会の確保を基本としつつ、コスト縮減の観点を踏まえ、適切な発注ロットの設定に努めることとしたので、この点に留意すること。

(7) 前倒し発注及び適正な納期・工期の設定

公共事業等の発注に当たっては、現下の経済・雇用情勢に対応し、可能な限り前倒し発注に努めるものとする。その際、週休2日制の確保など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮しつつ、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期を設定するよう努めること。

(8) 適正価格による発注

中小企業者に工事の請負、物品の納入等を発注するに当たっては、需給の状況、原材料価格の動向等を勘案し、適正な価格で発注すること。

(9) 発注予定工事の公表

官公需に係る工事の発注に当たっては、平成13年4月から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」の施行を受けて毎年度の工事発注見通しを全庁的に統一して公表することとしたところであるが、発注予定工事の情報提供については、創意工夫をこらし、あらゆる機会に積極的に行うこと。

(10) 特定品目の発注及び落札情報の提供

国等においては、中小企業官公需特定品目について、その発注等に関する情報を、都道府県の中小企業団体中央会等を通じて、中小企業者に提供している。

都においても、電子入札の導入状況等を踏まえ、東京都電子調達システムで発注等に関する情報を中小企業者に提供していくので、各局等は別紙4に掲げる特定品目の例示を参考に同システムを活用して、その発注等に関する情報の提供に努めること。

3 その他

(1) 東京都契約事務協議会の活用

都における売買、請負その他の契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、知事部局、行政委員会、公営企業局の契約事務担当職員で構成する東京都契約事務協議会を設置しているところである（別紙5）。同協議会は、公正性・経済性等の向上を図るための契約制度改善など、都の契約面での施策を全庁的に調整するものであり、各局（所）において同協議会の場の一層の活用を図りたい。

(2) 監理団体への周知

東京都監理団体については、従来、所管局を通じて協力要請を行ってきたところであるが、今後とも団体経営の自立性を尊重しつつ、この通知の趣旨について、周知を図りたい。

本件に関する問い合わせ先

財務局経理部総務課契約調整

内線 26-116

直通 5388-2607

産業労働局商工部経営支援課経営安定支援係

内線 36-651

直通 5320-4783

〔工事・物品〕平成20年度～平成16年度（過去5年度比較）東京都契約実績調（全企業及び中小企業別）
 （金額単位：百万円）

区分	締結権者区分	平成20年度契約分			平成19年度契約分			平成18年度契約分			平成17年度契約分			平成16年度契約分		
		全企業	中小企業分	比率%	全企業	中小企業分	比率%									
工事関係	知事部局等	件数	14,099	12,398	87.9	11,427	88.1	12,925	11,340	87.7	17,942	15,960	89.0	18,546	16,663	89.8
	金額	358,358	195,027	54.4	185,608	72.3	226,889	154,574	68.1	251,824	171,834	68.2	275,918	176,481	64.0	
	公営企業局	件数	6,660	5,303	79.6	4,938	78.8	7,156	5,524	77.2	7,175	5,303	73.9	7,977	6,230	78.1
	金額	312,317	129,805	41.6	107,459	40.0	288,769	112,791	39.1	295,999	112,325	37.9	270,504	102,089	37.7	
都全体	件数	20,759	17,701	85.3	16,365	85.1	20,081	16,864	84.0	25,117	21,263	84.7	26,523	22,893	86.3	
	金額	670,675	324,832	48.4	293,067	55.8	515,658	267,365	51.8	547,823	284,159	51.9	546,422	278,570	51.0	
	知事部局等	件数	107,884	92,545	85.8	93,490	85.9	114,269	97,544	85.4	127,641	110,268	86.4	137,201	118,840	86.6
	金額	324,326	200,954	62.0	176,336	62.7	273,378	168,801	61.7	294,258	185,584	63.1	312,805	179,455	57.4	
物品関係	公営企業局	件数	11,494	9,037	78.6	9,337	79.3	11,820	9,421	79.7	13,402	10,585	79.0	14,422	11,668	80.9
	金額	112,236	57,661	51.4	59,271	52.9	94,742	45,962	48.5	90,469	42,128	46.6	86,179	52,850	61.3	
	都全体	件数	119,378	101,582	85.1	102,827	85.3	126,089	106,965	84.8	141,043	120,853	85.7	151,623	130,508	86.1
	金額	436,562	258,615	59.2	235,607	59.9	368,120	214,763	58.3	384,727	227,712	59.2	398,984	232,305	58.2	
全契約	知事部局等	件数	121,983	104,943	86.0	104,917	86.2	127,194	108,884	85.6	145,583	126,228	86.7	155,747	135,503	87.0
	金額	682,684	395,981	58.0	361,944	67.3	500,267	323,375	64.6	546,082	357,418	65.5	588,723	355,936	60.5	
	公営企業局	件数	18,154	14,340	79.0	14,275	79.2	18,976	14,945	78.8	20,577	15,888	77.2	22,399	17,898	79.9
	金額	424,553	187,466	44.2	166,730	43.8	383,511	158,753	41.4	386,468	154,453	40.0	356,683	154,939	43.4	
都全体	件数	140,137	119,283	85.1	119,192	85.3	146,170	123,829	84.7	166,160	142,116	85.5	178,146	153,401	86.1	
	金額	1,107,237	583,447	52.7	528,674	57.5	883,778	482,128	54.6	932,550	511,871	54.9	945,406	510,875	54.0	

(注) 1 工事委託並びに物品の売払い及び貸付は除いた。
 2 「知事部局等」欄は、公営企業局を除いた都全体の契約について集計したものである。
 3 公営企業局は、交通局、水道局及び下水道局である。
 4 件数については、共同企業体との契約が含まれているため、実件数とは異なる。

東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準

第1 目 的

この基準は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第28条本文の規定に基づき、東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号）第2条に定める局及び所並びに教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会及び議会局（以下「局等」という。）が施行する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 契約担当者及び財務局長をいう。
- (2) 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、知事が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (3) 等級、順位、事業協同組合 当該年度の競争入札参加の資格に関する公示に規定するものをいう。
- (4) 発注標準金額 当該年度の競争入札参加資格に関する公示に規定する等級に対応する金額をいう。
- (5) 等級格付工事 等級に区分する工事をいう。
- (6) 順位格付工事 等級格付工事以外の工事をいう。
- (7) 発注工事 局等が発注しようとする工事をいう。
- (8) 既発注工事 局等が既に発注した工事をいう。
- (9) 当該等級 発注工事の予定価格に対応する等級をいう。

第3 指名の判断事項

契約担当者等は、競争入札参加有資格者につき、次の各号を調査の上、第4により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 局等における指名及び受注の状況
- (3) 官公庁工事の実績の有無
- (4) 既発注工事の施行成績
- (5) 発注工事に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注工事施行についての技術的適性
- (7) 発注工事の内容に適した専門性
- (8) 施行中の既発注工事の進ちよく状況

第4 指名方法

1 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。

- (1) 等級格付工事においては、当該等級に属する者のうちから指名する。

(2) 順位格付工事においては、発注工事の予定価格に応じて、順位がおおむね上位、中位又は下位にある者のうちから指名する。

2 1により指名する場合には、次の各号の一に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

(1) 発注工事の施行場所付近に営業所を有する者

(2) 発注工事と同種の工事を専業とする者

(3) 既発注工事の施行成績が優秀な者

(4) 発注工事が道路舗装工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事、シールド工事又は推進工事であって、次の一の工事が発注工事と同一業種でかつ関連する場合における同工事の施行者（最近3年間における施行済の既発注工事の施行成績が不良である者を除く。）

ア 最近3年間における施行済の既発注工事

イ 施行中の既発注工事、他官公庁工事及び民間工事

第5 直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名

1 契約担当者等は、特に必要があるときは、第4の1の定めにかかわらず、2または3に定めるところにより、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

2 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 第4の2の各号の一に該当する者であるとき。

(2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の上限に近い工事であるとき。

3 当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 第4の2の各号の一に該当する者であるとき。

(2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の下限に近い工事であるとき。

第6 直近上位以上の等級に属する者の指名

契約担当者等は、次の各号の一に該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

(1) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。

(2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施行上相当困難を伴う工事であるとき。

(3) 発注工事が島しょにおいて行われる工事であるとき。

第7 指名の制限

契約担当者等は、次の各号の一に該当する者を指名することができない。

(1) 不誠実な行為がある者

ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号財務局長決定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者

イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契

約の履行が不誠実である者

ウ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

エ アからウまでに掲げるもののほか、不誠実な行為が有る者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 同時期に別の発注工事に指名を予定している者。ただし、同時期の発注工事数に比して指名することのできる者の数が少ない場合はこの限りでない。

(4) 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員

(5) 第5の3により指名する場合において、発注工事の予定価格に対して、官公庁発注の最高完成工事（競争入札参加有資格者について認められているものをいう。以下同じ。）の金額が3分の1又は民間発注の最高完成工事の金額が3分の2に達しない者。ただし、発注工事が島しょにおいて行われる工事であるときはこの限りでない。

(6) 局等が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

(7) 前各号のほか、第3の各号を調査した結果、指名することが不適当と認められる者

第8 指名業者数

予定価格が500万円以上の工事請負に係る指名競争入札においては、この基準による指名が可能な者を10者指名するものとする。ただし、発注工事が(3)に該当する場合は10者を超え、(1)、(2)及び(4)に該当する場合は10者未満とすることができる。

(1) 高度の技術を要する工事

(2) 島しょにおいて行われる工事

(3) 発注機会が極めて少ない工事

(4) 前各号のほか、工事の性質又は目的により10者を指名することができない工事

附 則

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

第1 目 的

この基準は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第28条本文の規定に基づき、物品の買入れその他の契約（工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。）に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 知事及び契約担当者をいう。
- (2) 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、知事が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (3) 等級 当該年度の競争入札参加の資格に関する公示に規定するものをいう。
- (4) 組合 当該年度の競争入札参加の資格に関する公示に規定するものをいう。
- (5) 発注契約 発注しようとする契約をいう。
- (6) 当該等級 発注契約の種類及び予定価格に対応する等級をいう。

第3 指名の判断事項

契約担当者等は、競争入札参加有資格者につき、次の各号を調査の上、第4により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 官公庁における契約実績
- (4) 過去の履行成績
- (5) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (7) その他発注契約に対する履行能力

第4 指名の方法

- 1 契約担当者等は、発注契約の指名に当たっては、当該等級に属する者のうちから指名する。
- 2 1の定めにかかわらず、当該等級に属する者が少ない場合や発注契約の予定価格が当該等級に対応する区分の上限又は下限に近い場合等、特に必要がある場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当該等級の直近上位及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
- 3 1及び2の定めにかかわらず、次に掲げる場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えて当該等級の上位及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。ただし、(1)及び(2)に掲げる場合は、直近下位の等級に属する者を指名することができない。

- (1) 発注契約の性質又は目的により、その履行について高度の技術若しくは設備を必要とするとき又は相当広範囲にわたる配送機関を必要とするとき。
 - (2) 急を要するため、十分な履行期間がとれないとき。
 - (3) 当該等級に属する者がいないとき又は指名しようとする者の総数の2分の1に満たないとき。
- 4 1から3の定めにかかわらず、過去1年間において東京都を相手方とする発注契約と同種かつ同程度の規模の契約を良好な成績で履行し、発注契約に対する履行能力が十分であると認められる場合は、当該等級の下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

第5 優先指名

第4により指名する場合、次に掲げる者は、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 東京都が身体障害者多数雇用企業者と認めた者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者に該当する者

第6 指名の制限

契約担当者等は、次の各号の一に該当する者を指名することができない。

- (1) 東京都競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号財務局長決定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (5) 発注契約と同種の契約を東京都を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者
- (6) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (7) 前各号のほか、第3の各号を調査した結果、指名することが不適当と認められる者

第7 指名業者数

契約担当者等は、この基準による指名が可能な者を5者以上指名するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 契約の性質又は目的により指名すべき者が5者に満たないとき又は予定価格等から5者以上指名する必要がないと認めたとき。
- (2) 島しょにおいて行われる契約であるとき。

附 則

この基準は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

官公需特定品目の例示

東京都財務局・産業労働局

営業種目	品目の例示
文房具事務用品・図書	文房具(鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、下敷、机上用マット、万年筆、付ペン、毛筆、インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、すずり、絵画用品等)、上質紙・中質紙・更紙、感光紙、封筒、和洋紙製品、印章・ゴム印、事務用器(電卓、ナンバーリング、チェックライター、数取器、ダイモテープライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等)
事務機器・情報処理用機器	シュレッダー、複写機、電子計算機(パソコン等)、レーザープリント用トナーカートリッジ等
学校教材・運動用品・楽器	運動用品、運動衣(運動帽を含む)、運動靴、武道具等
什器・家具	木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等)マットレス、組スプリング、鏡縁、額縁、教壇、金庫等
標識・看板等	黒板
荒物雑貨	家庭用金物(ほう丁、かま、なべ、湯沸し(鉄びんを含む)、フライパン、飯ごう等)、食器類(さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類等)、トイレットペーパー、紙・繊維製雑貨類、建築金物、大工道具・工具、塗料、仮設資材
工業用ゴム製品	ゴム・ビニールホース、塩ビ管、ゴム・ビニールシート等
繊維・ゴム・皮革製品	制服(警察職員、消防職員の制服等)、事務服、防寒衣・外とう、白衣、雨衣、肌着、ネクタイ、手袋、作業用手袋、靴下、ふとん・毛布・敷布、帽子(運動帽を除く)、革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、病院用シューズ、かばん等
室内装飾品等	じゅうたん・カーテン・ブラインド、カーテンロッド等のカーテン部品、テント、シート、日よけ、テーブル掛、どん帳、天幕・引幕、テント、シート、日よけ、旗・のぼり・たれ幕、腕章、選挙用品等
燃料・ガス・油脂	潤滑油(グリースを含む。)等
印刷	オフセット等の機械印刷物、謄写印刷物、グラビア、シール・ラベル等

※ 例示品目の名称と東京都電子調達システムにおける取扱品目の名称とは、一致しない場合がある。

東京都契約事務協議会要綱

(目的)

第1条 東京都契約事務協議会(以下「協議会」という。)は、都における売買、請負その他の契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、知事部局、行政委員会及び公営企業局相互間における連絡調整を図り、もって契約事務の厳正な処理を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 契約事務に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 契約事務に係る情報連絡に関すること。
- (3) 契約上事故を発生させた業者、契約の履行成績不良者等の措置に関すること。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、財務局長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

財	務	局	経	理	部	長						
財務局参事(契約調整担当)												
都	市	整	備	局	総	務	部	長				
都	市	整	備	局	市	街	地	建	築	部	長	
環	境	局	環	境	政	策	部	長				
福	祉	保	健	局	総	務	部	長				
病	院	経	営	本	サ	ー	ビ	ス	推	進	部	長
産	業	労	働	局	商	工	部	長				
中	央	卸	売	市	管	理	部	長				
建	設	局	総	務	部	長						
港	湾	局	総	務	部	長						
会	計	管	理	局	管	理	部	長				
東	京	消	防	庁	総	務	部	長				
警	視	庁	総	務	部	長						
教	育	庁	総	務	部	長						
交	通	局	資	産	運	用	部	長				
水	道	局	経	理	部	長						
下	水	道	局	経	理	部	長					

4 会長が特に必要と認めたときは、前項に掲げる職にある者以外の者を臨時委員とすることができる。

(会長の職務及び代理)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、必要のつど開催する。

2 協議会は、議事に関係のある者のみで開催することができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び副幹事長並びに幹事若干名をもって構成する。

3 幹事長は財務局経理部長の職にある委員をもって充てる。

4 副幹事長は財務局参事（契約調整担当）の職にある委員をもって充てる。

5 幹事は次に掲げる職にある者をもって充てる。

財 務 局 経 理 部	総 務 課 長
財 務 局 経 理 部	契約第一課長
財 務 局 経 理 部	契約第二課長
財 務 局 経 理 部	検 収 課 長
財 務 局 経 理 部	副参事(契約調整担当)
財 務 局 経 理 部	副参事(電子調達担当)
財 務 局 経 理 部	副参事(契約調整技術担当)
都 市 整 備 局 総 務 部	契約調整担当課長
都 市 整 備 局 市 街 地 建 築 部	建 設 業 課 長
環 境 局 環 境 政 策 部	経 理 課 長
福 祉 保 健 局 総 務 部	契約管財課長
病 院 経 営 本 部 サービス推進部	患 者 サービス課長
産 業 労 働 局 商 工 部	経 営 支 援 課 長
中 央 卸 売 市 場 管 理 部	財 務 課 長
建 設 局 総 務 部	用 度 課 長
港 湾 局 総 務 部	財 務 課 長
会 計 管 理 局 管 理 部	総 務 課 長
東 京 消 防 庁 総 務 部	経 理 契 約 課 長
警 視 庁 総 務 部	用 度 課 長
警 視 庁 総 務 部	施 設 課 長
教 育 庁 総 務 部	契 約 管 財 課 長
交 通 局 資 産 運 用 部	契 約 課 長
水 道 局 経 理 部	契 約 課 長
下 水 道 局 経 理 部	契 約 課 長

6 会長が特に必要と認めるときは、前項に掲げる職にある者以外の者を臨時幹事とすることができる。

（幹事長の職務及び代理）

第7条 幹事長は、会長の命を受けて会務を整理する。

2 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

（幹事会の開催）

第8条 幹事会の開催については、第五条の規定を準用する。

（書記）

第9条 協議会に書記若干名をおく。

2 書記は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について調査、検討する。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、財務局経理部総務課において処理する。

附 則

1 この要綱は、昭和51年1月26日から施行する。

2 東京都工事請負契約事務協議会要綱（昭和39年1月31日知事決定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。